**２　職員給与と民間給与との比較**

第５表　給与の較差

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員の給与(A) | 民間従業員の給与(B) | 較差(C)＝(B)-(A) |
| 379,240円 | 379,278円 | 38円 (0.01％) |

（注）　１　この表の「職員」とは、行政職給料表の適用を受ける者をいう。

（対象職員10,901人、平均年齢41.6歳、平均在職年数17.8年）

２　この表の「民間従業員」とは、上記職員の職務に相当する職務（事務・技術関係職種）に従事する者をいう。

３　較差算定にあたっては、職員・民間従業員ともに本年の新規学卒の採用者は含まれていない。

（参考１）職員と民間従業員との比較給与の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 職員 | 民間従業員 |
| 令和２年４月分の平均給与額　379,240円 | 令和２年４月分の平均給与額 379,278円 |
| 《内訳》給料の月額〔調整額を含む〕　　320,157円扶養手当　　　　　　　　　　 　7,657円管理職手当　　　　　　　　 　　 5,541円地域手当 　　　　　　　　39,347円住居手当　　　　　　　　　　　　6,487円単身赴任手当〔基礎額〕　　　 　　 51円へき地手当 　　 　 　－円 | きまって支給する給与（時間外手当、通勤手当を除く） |

（注）　１　この表の「職員」とは、行政職給料表の適用を受ける者をいう。

２　この表の「管理職手当」は「職員の管理職手当の特例に関する条例」による減額措置前の額である。

３　この表の「民間従業員」とは、上記職員の職務に相当する職務（事務・技術関係職種）に従事する者をいう。

４　民間従業員の「きまって支給する給与」は職種別民間給与実態調査におけるものであり、基本給、家族手当、

地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給されるすべての給与をいう。

（参考２）職員の比較給与の推移（５年間）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和２年 |
| 平均給与額（円）（前年差） | 383,916(△2,852) | 383,175(△741) | 382,731(△444) | 376,836(△5,895) | 379,240(2,404) |
|  | 内　　訳 | 給料の月額 | 326,966 | 326,224 | 325,681 | 321,040 | 320,157 |
| 扶養手当 | 8,720 | 8,403 | 8,320 | 7,979 | 7,657 |
| 管理職手当 | 5,161 | 5,509 | 5,528 | 5,053 | 5,541 |
| 地域手当 | 37,494 | 37,421 | 37,357 | 36,763 | 39,347 |
| 住居手当 | 5,487 | 5,513 | 5,758 | 5,942 | 6,487 |
| 単身赴任手当 | 88 | 105 | 87 | 59 | 51 |
| 平均年齢（歳）（前年差） | 42.2(△0.4) | 42.1(△0.1) | 42.1(±0.0) | 41.8(△0.3) | 41.6(△0.2) |
| 対象職員数（人） | 11,527 | 10,893 | 10,918 | 10,892 | 10,901 |

（注）　１　この表の「職員」とは、行政職給料表の適用を受ける者をいう。

　　　　２　この表の「管理職手当」は「職員の管理職手当の特例に関する条例」による減額措置前の額である。

３　この表の「単身赴任手当」は基礎額のみであり、交通距離に応じた加算額を除く。

第６表　職員と民間従業員の職務対応表

|  |  |
| --- | --- |
| 職員の職務〔主な役職〕 | 民間従業員の職務 |
| 500人以上 | 100人以上500人未満 |  50人以上100人未満 |
| ８級・７級〔部長・次長〕 | 支店長・工場長、部長、次長 | 　　 | 　　 |
| ６級・５級〔課長・参事〕 | 課長 | 支店長・工場長、部長、次長 | 支店長・工場長、部長、次長 |
| ４級〔課長補佐〕 | 課長代理 | 課長 | 支店長・工場長、部長、次長、課長 |
| ３級〔主査〕 | 係長 | 課長代理 | 課長代理 |
| ２級〔副主査〕 | 主任 | 係長 | 係長 |
| １級〔主事〕 | 係員 | 主任、係員 | 主任、係員 |